

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【公開番号】特開2002-308720(P2002-308720A)

【公開日】平成14年10月23日(2002.10.23)

【出願番号】特願2001-116234(P2001-116234)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/30	(2006.01)
A 6 1 K	8/60	(2006.01)
A 6 1 K	8/72	(2006.01)
A 6 1 K	8/96	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 Q	1/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	7/00	C
A 6 1 K	7/00	F
A 6 1 K	7/00	J
A 6 1 K	7/00	K
A 6 1 K	7/48	
A 6 1 K	7/021	

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月10日(2007.1.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】1)絹由来水可溶性タンパクと、2)1,3-ブタンジオール、1,2-ペンタンジオール、イソブレンギリコール、ジプロピレンギリコール、及びジグリセリンから選択される1種乃至は2種以上の多価アルコールと、3)球状粉体とを含有することを特徴とする、化粧料。

【請求項2】絹由来水可溶性タンパクがセリシンであることを特徴とする、請求項1に記載の化粧料。

【請求項3】多価アルコールを少なくとも2種以上含有し、その含有量が総量で7~20重量%であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の化粧料。

【請求項4】更に、フェノキシエタノールを含有することを特徴とする、請求項1~3何れか1項に記載の化粧料。

【請求項5】皮膚防護用であることを特徴とする、請求項1~4何れか1項に記載の化粧料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は化粧料に関し、更に詳細には皮膚防護用に好適な化粧料に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

【従来の技術】

皮膚を保護し、その機能を保全することは、化粧料に求められている重要な機能である。この様な機能を具現化するため、通常化粧料では保水力のある多価アルコールによる角質細胞の保湿と脂質膜による皮膚表面のコートを形成するよう製剤設計が為されている。しかしながら、この様な処置は、皮膚の角質細胞の防護能を保湿により向上させ、以て、皮膚防護能を向上させる形態のものであるが、この様な形態においては角質細胞の防護能を上回る皮膚防護は行えなかつたし、例えば、メークアップ化粧料などのように粉体を含有する化粧料などにおいては、含有される粉体によって皮膚に物理的に刺激感を感じる場合があり、この様な刺激感の抑制は前記の化粧料によっては抑制できない。この様な物理的な刺激感をも抑制する化粧料が望まれていた。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

一方、絹由來水可溶性タンパクの内のセリシンは、皮膚をなめらかにする作用を有することが知られており、その目的で化粧料に配合されることは知られているが、このものを1,3-ブタンジオール、1,2-ペンタンジオール、イソブレンゲリコール、ジプロピレンゲリコール、及びジグリセリンから選ばれる1種乃至は2種以上と組み合わせることは全く知られていなかつたし、この様な構成の組み合わせにより、粉体などにより感じることのある刺激感が抑制しうることは全く知られていなかつた。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

本発明は、この様な状況下為されたものであり、粉体などにより感じことのある刺激感をも抑制しうる、皮膚防護作用に優れる化粧料を提供することを課題とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題の解決手段】

この様な状況に鑑み、本発明者らは粉体などにより感じことのある刺激感をも抑制しうる、皮膚防護作用に優れる化粧料を求めて鋭意研究努力を重ねた結果、絹由來水可溶性タンパクと1,3-ブタンジオール、1,2-ペンタンジオール、イソブレンゲリコール、ジプロピレンゲリコール、及びジグリセリンから選ばれる1種乃至は2種以上とを含有する化粧料にその様な作用を見いだし、発明を完成させるに至った。本発明は、以下に示す

技術に関するものである。

(1) 1) 絹由来水可溶性タンパクと、2) 1, 3 - ブタンジオール、1, 2 - ペンタンジオール、イソプレングリコール、ジプロピレングリコール、及びジグリセリンから選択される1種乃至は2種以上の多価アルコールと、3) 球状粉体とを含有することを特徴とする、化粧料。

(2) 絹由来水可溶性タンパクがセリシンであることを特徴とする、(1)に記載の化粧料。

(3) 多価アルコールを少なくとも2種以上含有し、その含有量が総量で7~20重量%であることを特徴とする、(1)又は(2)に記載の化粧料。

(4) 更に、フェノキシエタノールを含有することを特徴とする、(1)~(3)何れか1項に記載の化粧料。

(5) 皮膚防護用であることを特徴とする、(1)~(4)何れか1項に記載の化粧料。

以下、本発明について、実施の形態を中心に更に詳細に説明を加える。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

(2) 本発明の化粧料の必須成分である多価アルコール本発明の化粧料は、1, 3 - ブタンジオール、1, 2 - ペンタンジオール、イソプレングリコール、ジプロピレングリコール、及びジグリセリンからなる多価アルコールの群から選ばれる1種乃至は2種以上を含有することを特徴とする。これらの多価アルコールは、上記絹由来の水可溶性タンパクと組み合わせて化粧料に含有させることにより、上記の絹由来水可溶性タンパクとともに皮膚保護バリアとなる刺激性を抑制する保護皮膜を形成する。これらは唯1種を含有させることもできるし、二種以上を組み合わせて含有させることもできるが、2種以上の組み合わせがより好ましい。これらの多価アルコールの中でより好ましい組み合わせとしては、1, 2 - ペンタンジオールを構成要素とする組み合わせであり、その中でも1, 2 - ペンタンジオールと1, 3 - ブタンジオールの組み合わせと1, 2 - ペンタンジオールとイソプレングリコールとの組み合わせが特に好ましい。これらの多価アルコールは前述のごとくに、絹由来水可溶性タンパクとともに優れた刺激防護膜を形成する作用を発揮するが、この効果以外に副次的に系の防腐力を高める作用、取り分け、フェノキシエタノールの防腐作用を高める作用を発揮する。又、これらの多価アルコールの本発明の化粧料における、好ましい含有量は、総量で、化粧料全量に対して7~20重量%であり、更に好ましくは10~15重量%である。これは少なすぎると皮膚バリア膜を形成しない場合があり、多すぎると外皮膜の形成を阻害する場合があるからである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(3) 本発明の化粧料の好ましい成分

本発明の化粧料は、上記必須の成分及び下記する球状粉体以外に次に示す成分を好ましく含有する。即ち、フェノキシエタノールである。フェノキシエタノールは上記のごとく本発明の必須構成要素である多価アルコールと組み合わせることにより優れた防腐力を発揮する。通常化粧料において使用される防腐剤としては、メチルパラベン、ブチルパラベン等のパラベン類や塩化ベンザルコニウムやヒビテングルコネートなどのカチオン系の防腐剤が使用されるが、この様な防腐剤については過敏なヒトが存在し、敏感な肌のヒトが使用するのはできれば避けた方がよいと言われている。本発明の化粧料においては、上記

多価アルコールと前記フェノキシエタノールの組み合わせによって、その様な可能性からの回避ができる。本発明の化粧料における、フェノキシエタノールの好ましい含有量は、化粧料全量に対して、0.1～2重量%であり、更に好ましくは0.2～1重量%である。これは少なすぎると防腐効果を発揮しない場合があり、多すぎると系との相溶性に問題を生じる場合があるからである。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の化粧料の、もう一つの必須成分は、球状粉体である。本発明で言う球状粉体とは、長径と短径の差が30%以内の滑らかな球状乃至はラグビーボール型の歪んだ球状のものを意味する。又、その材質としては特段の限定はなく、この様な条件を満たす素材としては、ナイロンパウダー、珪酸カルシウムビーズ、珪酸マグネシウムビーズ、メチルシリコン網状重合体、架橋型メチルポリシリコンビーズ、中空又は中実のアクリル樹脂ビーズ、シリカビーズなどが好ましく例示できる。これらの成分は、塗布膜に可塑性を付与するとともに、延展時の摩擦を軽減し、滑らかなのびを具現化するとともに、延展後に好ましい止まりを付与し、塗布膜に好適な厚さを付与する作用を有する。これらの球状粉体は、唯一種を含有させることもできるし、二種以上を組み合わせて含有させることもできる。本発明の化粧料における、これら球状粉体の好ましい含有量は、総量で、化粧料全量に対して、0.1～30重量%であり、更に好ましくは1～10重量%である。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

【発明の効果】

本発明によれば、粉体などにより感じことのある刺激感をも抑制しうる、皮膚防護作用に優れる化粧料を提供することができる。